

# 令和4年度第2回 神奈川・東京合同地域連絡会

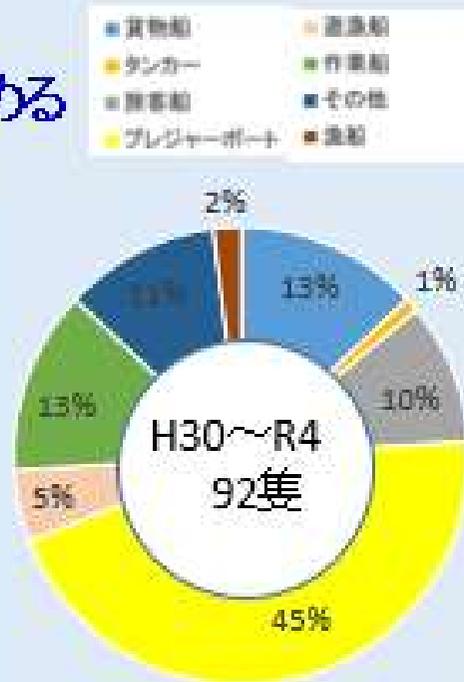


東京海上保安部  
令和5年2月15日(水)

船舶海難

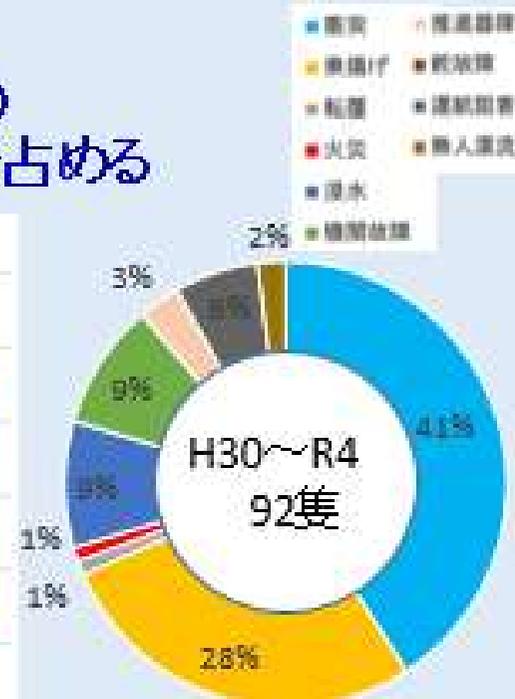
## 【船種別】

➤ PBが全体の45%を占める



## 【海難種類別】

➤ 衝突・乗揚で全体の69%を占める



人身事故

## 【事故種類別】

➤ マリレジャー以外の海浜事故(自殺等)が58%を占める



## 【凡例・定義】

### ■ マリレに伴う海浜事故

海水浴、釣り、潮干狩、サーフィン、ボードセーリング、スクーバダイビング、バナボート、ウェイクボード等の海洋における余暇活動に伴って発生した事故

### ■ マリレ以外の海浜事故

余暇活動に伴うもの以外の海浜において発生した事故(自殺、海中転落等)

### ■ 乗船中の人身事故

船舶海難以外の事由により発生した船舶の乗船者の人身海難(船内における病気等)

No.3-1  
令和4年2月28日発行

## 新海面処分場建設工事及びこれに伴う航泊禁止等のお知らせ

(令和4年3月1日～令和5年3月31日)

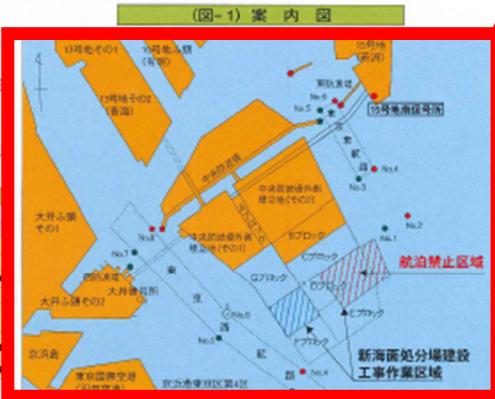
- 東京都江東区海の森三丁目地先(京浜港東京区第4区)において、引き続き新海面処分場建設工事が、下記のとおり施工されます。(図-1参照)
- 付近海域を航行する船舶は、十分注意して下さい。

記

### 1 工事業業の概要

- Dブロック
  - ・造水・裏垣工事、護岸建設工事及び処分場の容量増大のため海面地盤を掘り下げる深掘り工事作業
- Fブロック
  - ・土砂送泥船(第2てんゆう)による土運船等の浅深土砂仮置並びにGブロック及びCブロックへの送泥(埋立)作業

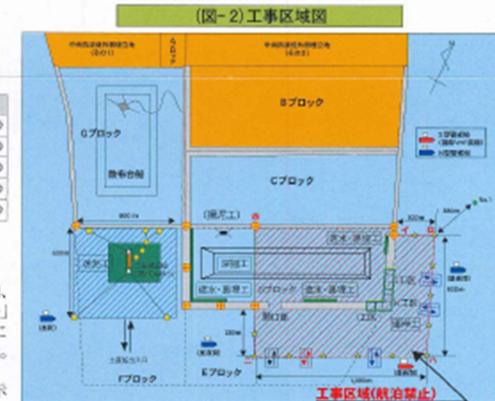
工区	工程	令和4年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Dブロック	Ⅰ工区												
	Ⅱ工区												
	Ⅲ工区												
Fブロック	送水・裏垣工事												
	裏垣工事												
	送水・裏垣工事												
Fブロック	送水・裏垣工事												



### 2 航泊禁止期間及び区域

- 期間: 令和4年3月1日～令和5年3月31日
- 区域: 座標のイからホの各地点を順に結んだ線及びホからイまでの岸線により囲まれた海面

地点	起点	方位	距離	緯度(北緯)	経度(東経)
イ	15号地南係留所	104度11分	2,821m	35度35分18.7秒	139度49分06.8秒
ロ	イ地点から	56度25分	300m	35度35分24.0秒	139度50分06.7秒
ハ	ロ地点から	152度11分	800m	35度35分01.0秒	139度50分21.7秒
ニ	ハ地点から	236度25分	1,080m	35度34分41.8秒	139度49分45.9秒
ホ	ニ地点から	326度25分	850m	35度35分04.6秒	139度49分27.2秒



### 3 安全対策

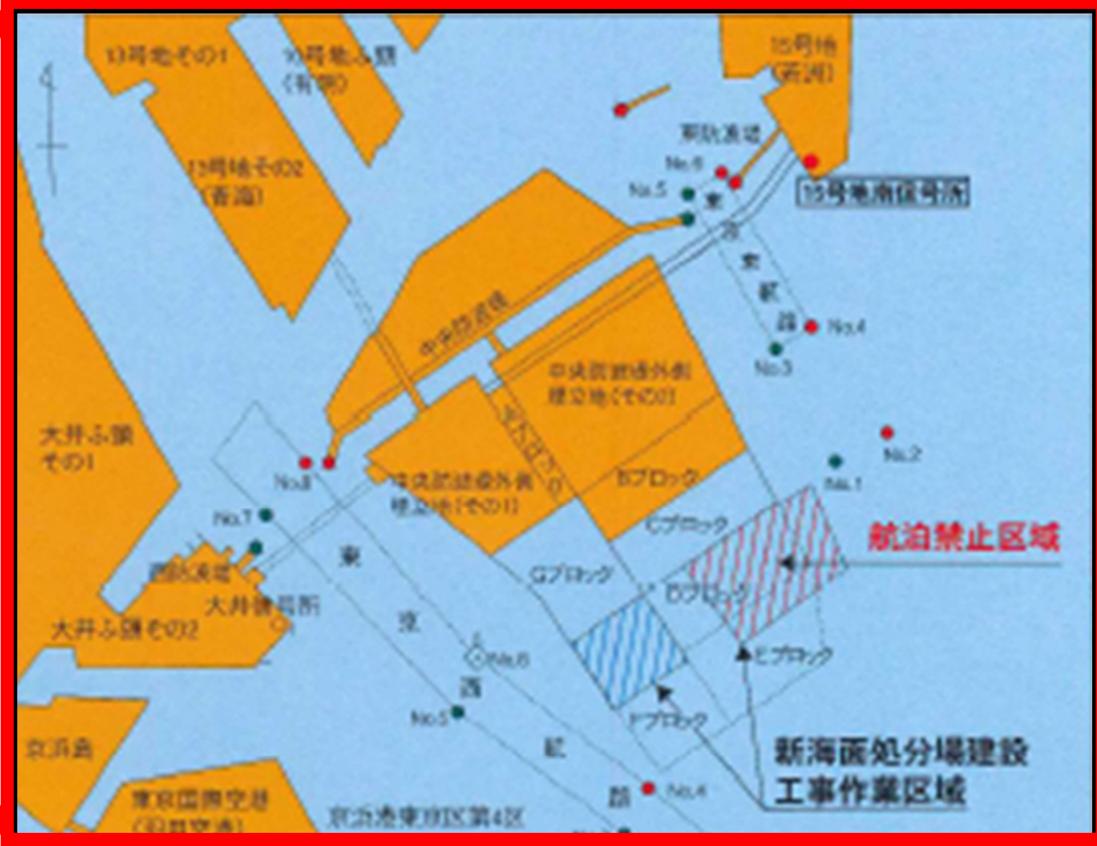
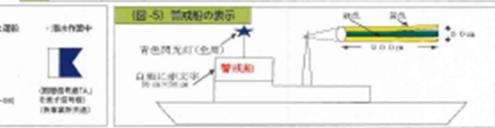
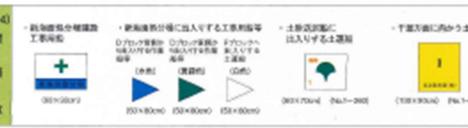
- 警戒船
  - 航行船舶の安全を図るため、工事区域(航泊禁止)の東側、西側、南側に「警戒船」を各1隻(昼夜間)及び送泥作業の西側に「警戒船」1隻(昼間)配備し、付近を航行する船舶への情報提供・誘導等に努めます。(図-2、配置参照) 警戒船の表示は、図-5のとおりです。
- 標識
  - 工事区域及び護岸を明示するため、工事区域明示用灯浮標、護岸明示用標識灯を図-2のとおり設置しています。標識は、図-3のとおりです。

項目	工事区域明示用灯浮標(○)	護岸明示用標識灯(●)
灯質	灯質 4秒1閃光	灯質 4秒1閃光
灯色	灯色 黄 光	灯色 黄 光
光線距離	光線距離 4.5海里	光線距離 2.2海里
塗色	塗色 黄 色	塗色 黄 色
同期の表示	同期の表示	同期の表示

工事区域(航泊禁止)	土運船出入口(送泥工)
浅深土砂仮置・送泥工事作業区域	作業船出入口(深掘工)
護岸完成部分	作業船出入口(護岸工)
★ 工事区域明示用灯浮標	作業船出入口(造水・裏垣工)
● 護岸明示用標識灯	標識工
△ 停止灯(白)	
○ アンカー先端灯浮標及びフローター管の位置標識灯(黄) 4秒1閃光 光線距離 約40m	
注意寸法 長さ(143.4m)×幅(12.2m)×高さ(19.5m)	

### 4 工船用船舶の標識旗

新海面処分場に入出りする工船用船は、図-4の標識旗を掲揚します。



**【港長公示第4-101号(令和4年2月24日)】**

本工事は来年度以降も施工されることから、同区域において継続した航泊禁止措置が延長されることとなっております。

**令和4年3月1日～令和5年3月31日**